

重点的に取り組む施策

住宅・建築物の耐震性の確保を目指すとともに、総合的なまちづくりの一環として他の重要施策と連携し、まちづくりに総合的な効果の期待できる施策を重点的に推進します。

東川小学校の建て替え（少子化施策と地震災害対策の連携）

概要	老朽化の著しい東川小学校については東川町の将来を担う子育て、少子化対策にあわせ、全町及び市街地部の災害避難拠点施設として、早急な建て替えの実施
時期	前期（平成20年度～24年度）
備考	・現行基準による耐震化対応の建替工事の実施

耐震相談窓口の設置（高齢者施策と地震災害対策の連携）

概要	木造戸建て住宅を対象に、バリアフリー、雪や寒さに強い住宅、地震に強い住宅を一体的に推進する窓口相談と住民向けパンフレットの作成と活用
時期	前期（平成20年度～）
備考	・都市建設課に耐震相談窓口を設置 ・耐震診断、耐震改修に係る相談の実施 ・各種関連情報、パンフレットの提供 ・安心して相談できる技量のある建設事業者の紹介

地震被害に対応した防災学習の実施（地域づくり施策と地震災害対策の連携）

概要	地域や学校での定期的な防災訓練において、地震災害、避難・救急活動の模擬体験活動の導入
時期	後期（平成25年度～）
備考	・地域防災活動として、地震災害体験及び防災訓練の導入 ・小中学生の目線に立った防災学習活動、小中学生が興味を持つような防災学習プログラムの導入

計画の推進に向けて

地震に対する被害を最小限とするためには、日頃から地震防災に対する情報や技術の修得、また連携体制づくりが重要です。

1 庁内における連携体制の確立

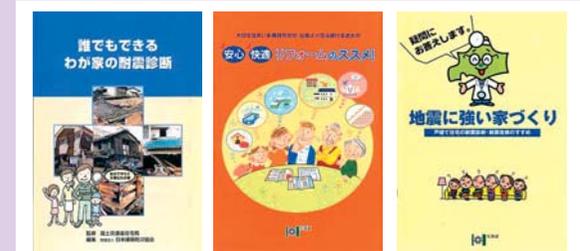
- ・庁舎内で、建築部局、防災部局、福祉部局、生涯学習部局など関連部局による連携体制を確立します。
- ・所管する地震対策施策の整合と関連情報の収集の共有化、活動の連携を図ります。



2 住宅所有者、町内会の意識啓発

- ・住宅所有者、町内会に対するパンフレットの配布や説明会の開催などを図ります。

※パンフレットは東川町都市建設課の耐震診断・改修相談窓口にご覧いただけます。
ぜひ、ご利用ください。



※北海道など製作：耐震改修関連パンフレット

3 耐震に係わる関係技術者と行政との連携

- ・耐震改修に係る専門技術者の育成として、建築士会や北海道震災建築物応急危険度判定協議会と連携し、講習会への参加や情報交換の場の確保を図ります。
- ・北海道（建築指導課）や全道各自治体で構成される北海道耐震改修促進会議と連絡を密にとり、耐震に関する情報交換や先進的な施策事例を収集します。



震度6強 (計測震度) 6.0~6.5

人間：立っていることができず、はわないと動くことができない。
屋内：固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
屋外：多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
建築物：耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。

人間：揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。
屋内：ほとんどの家具が大きく移動し、飛びものもある。
屋外：ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。
建築物：耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。
ライフライン：広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。

震度7 (計測震度) 6.5~7.5

